

〔沿革〕 平成27年3月例規（教）第7号

各部長・参事官・所属長

見出し要綱を別添のとおり制定し、平成18年10月1日から実施することとしたので誤りのないよう
にされたい。

別添

千葉県警察術科指導室及び教師制度運用要綱

第1 趣旨

警察官が職務を遂行するに当たっては、あらゆる事態に即応できる強じんな気力と強健な体力、優れた術科技能を身につけておく必要がある。このため、本県警察においては、千葉県警察術科推進要綱の制定について（平成18年例規（教）第51号）に基づき、術科技能の向上に努めてきたところであるが、新たに警務部教養課に術科指導室を附置するとともに、署に柔道、剣道及び逮捕術教師（以下「教師」という。）を配置する教師制度を導入するなど、体系的指導体制を確立して、恒常的かつ効果的な術科指導を推進し、全警察官の術科訓練に対する参加意欲の向上及び術科訓練の充実による現場執行力の強化を図るものである。

第2 術科指導室

術科指導室は、室長（警務部教養課長（以下「教養課長」という。）が兼務する。）の下に、柔道、剣道、逮捕術及びけん銃の首席師範、副首席師範、師範、教師及び助教の職にある者（以下「術科指導職者」という。）で構成する。

第3 署における教師制度の導入

1 教師の配置

(1) 千葉県警察の処務に関する訓令（昭和60年本部訓令第5号）第90条に規定する署の方面別編成にかかわらず、署を次表のとおり7方面（以下「術科方面」という。）に編成し、各術科方面（術科第1方面は除く。）に教師を配置する教師制度を導入する。

名称	署数	構成署
術科第1方面	6	千葉中央、千葉東、千葉西、千葉北、習志野、四街道
術科第2方面	6	船橋、船橋東、鎌ヶ谷、市川、行徳、浦安
術科第3方面	6	松戸、松戸東、野田、柏、流山、我孫子
術科第4方面	6	八千代、佐倉、成田、空港、印西、香取
術科第5方面	5	銚子、旭、匝瑳、山武、東金
術科第6方面	5	千葉南、茂原、いすみ、勝浦、市原
術科第7方面	5	木更津、君津、富津、館山、鴨川

(2) 各方面の2署（以下「配置署」という。）にそれぞれ教師1人を警務課警務係長（警務部教養課兼務）として配置し、配置署を拠点として方面構成署に対する柔道、剣道及び逮捕術の巡回指導を実施する。

2 任務

教師は、術科訓練の指導に従事するとともに、担当する術科についておおむね次の事務を処理する。

- (1) 巡回指導の計画及び実施
- (2) 講習、研究会の計画及び実施
- (3) 術技等の研究及び開発
- (4) 教養資料の作成及び配布
- (5) 調査及び統計

3 署で指定している術科指導者の運用

千葉県警察教養規則施行細則（平成15年本部訓令第8号）第27条の規定により指定している署の術科指導者については、教師と連携して署における術科訓練の指導に従事するものとする。

第4 運用方針

術科指導室の設置及び署における教師制度の導入は、本県警察の術科技能水準の普遍的向上を目的とするものであり、その実効を期すため、当面これらの術科指導職者を次により総合的に運用するものとする。

- 1 教養課長は、恒常的に術科訓練を推進するため、術科指導職者による各所属に対する計画的な巡回指導を推進する。
- 2 教師を配置された署長は、教師制度が導入された趣旨を理解し同制度が十分に機能するよう、その運用には特段の配慮をしなければならない。
- 3 教養課長は、術科指導職者の指導能力等の向上を図るため、講習、研究会、集合訓練等を定期的実施するものとする。